居宅介護等サービス利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープ（以下「事業者」といいます。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」といいます。）サービス事業について、次の通り契約（以下「本契約」といいます。）いたします。

第１条　（契約の目的）

この契約は、事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及びこの契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、サービスの提供を行う居宅介護等サービスについて定めます。

第２条　（契約期間）

１　この契約の期間は、契約締結から受給者証の支給決定期間満了日までとします。

２　上記の契約期間満了日の７日以上前までに利用者から契約終了の申し出がない場合、この契約は介護給付費支給決定の更新の度に支給決定期間内満了日まで同一の内容で自動継続されます。

第３条　（居宅介護等計画及び契約支給量）

事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護等の支給量を踏まえ、サービス提供責任者が、事前に利用者へ訪問をし、その心身・生活の状況を調査し、利用者及び介護者等と協議して居宅介護等計画を作成します。

１　事業者は、前項の居宅介護等計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。

２　利用者及び介護者等は、居宅介護等計画の決定・変更に関する主治医・医療機関その他関係機関との連携（助言･指導等）について、事業者に協力するものとします。

３　利用者及び介護者等は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更の内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第４条　（サービス内容）

１　事業者は、その指揮命令のもとに、介護福祉士もしくは介護員養成研修１～２級、介護員初任者研修、同行援護従事者養成研修を修了した者を利用者の居宅などに訪問させ、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時の移動中の介護、外出支援及び生活などに関する相談及び助言などのうちから前条に定める居宅介護等計画に基づいて適切にサービスを提供いたします。

２　事業所の職員は、サービス提供の都度、利用者又はその家族などの同意を得て、サービス提供に必要な範囲で利用者宅の消耗品や、器具、材料を使用します。

第５条　(利用者負担額及び実費負担額)

１　利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく介護給付費は、事業者が市町から代理して受領します。

２　前項の利用者負担額および実費負担額は、１ヵ月ごとに計算し、利用者はこれを請求を受けた月の翌月の末日までに支払います。

３　支給量を超えて提供したサービスの費用については、すべて利用者の自己負担とさせて頂きます。

第６条　(利用の中止、変更、追加)

１　利用者は、利用期日前において、居宅介護等サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

２　利用者が、利用期日当日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、キャンセル料はいただきません。

３　事業者は、第１項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示する他、サービス提供可能な事業者の紹介などを行います。

第７条　（事業者の基本的義務）

１　事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供いたします。

２　事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供いたします。

第８条　（ヘルパーの禁止行為）

ヘルパーは、利用者に対するサービスの提供にあたって、以下の行為を行いません。

１　医療行為

２　利用者もしくはその家族からの物品等の授受

３　利用者の家族等に対するサービスの提供

４　利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動

５　その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第９条　（利用者およびその家族等の禁止行為）

利用者およびその家族等はヘルパーに対する以下の行為を行いません。

１　極度に威圧的な言動や暴言、体を触る、性的な話をする、その他のハラスメント行為、申し入れに関わらず改善されない迷惑行為

２　身体および財物の損傷または損壊すること

第１０条　(秘密保持)

１　事業者及び職員は、正当な事由がない限り、居宅介護等サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

２　事業者は、その職員が退職後も、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

３　事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は、当該家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

第１１条　(虐待防止および身体拘束の禁止)

１　事業者は、虐待防止および身体拘束の禁止の推進のため、指針を整備し、責任者を置き、虐待防止および身体拘束等の禁止を検討する委員会を開催し、職員への研修を行います。

２　事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保持するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第１２条（感染症対策）

事業者は、感染症の発生およびまん延を防止するため、指針を整備し、委員会を開催し、職員への定期的な研修を行います。

第１３条（居宅介護等サービスの提供記録）

１　事業者は、サービスの実施について提供記録を作成し、居宅介護等サービスを提供した日から５年間保存します。

２　事業者は、利用者又はその家族に対し、いつでも保管する記録、書類の閲覧に供し、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

第１４条（損害賠償）

居宅介護等サービスの提供にあたって万一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにその損害を賠償します。

ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

第１５条（緊急時の対応）

事業者は、訪問時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第１６条（契約の終了）

次の項目のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

１　利用者が死亡した場合。

２　第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

３　第 2 条の契約期間が満了した場合。（ただし自動継続となった場合は除く。）

第１７条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、１ヵ月以上の予告期間をもって申し入れるものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、事業者が以下の事項に該当する場合は、直ちに本契約を解除することが出来ます。

１　事業者もしくは職員が、正当な理由なく、契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。

２　事業者が、守秘義務に違反した場合。

３　事業者が、社会通念に逸脱する行為を行なった場合。

第１８条（事業者の解約権）

事業者は、やむをえない理由がある場合は、利用者に対し、解約を申し入れる事が出来ます。この場合には、理由を示した文書で通知後、１ヶ月間の予告期間をおきます。また、他の指定居宅介護等事業者に関する情報を利用者に提供します。

ただし、利用者が以下の事項に該当する場合には直ちに本契約を解除することができます。

１　利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

２　利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を請求書発送後２ヵ月以上滞納し、事業者が利用者に対して、２週間以内に支払うように催告したにもかかわらず故意に支払わない場合。ただし、利用者の健康、生命に支障がない場合に限る。

３　利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは職員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は不信行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

４　利用者又はその家族等が故意に法令又は本契約に違反する行為その他常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、最早第１条に定めるこの居宅介護サービスの利用契約の目的を達することが不可能になった場合。

５　天災その他やむをえない理由により、事業所がサービスを提供する事が不可能になった場合。

第１９条（苦情処理）

１　利用者又はその家族は、提供された居宅介護等サービスに苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書記載の相談窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

２　事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てをした場合、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

第２０条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず裁判となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第２１条（その他）

この契約に定めのない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の関連書法令の定めるところに従い、利用者及び事業者が協議して決定します。

以上の通り、契約が成立したことを証するために本契約書２通を作成し、利用者及び事業者が署名または記名押印の上、各自その１通を保有することとします。

令和　　年　　月　　日

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者は心身の状況等により署名ができないため、本人の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆者　　利用者との続柄　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所 在 地　　静岡市葵区黒金町 12-5

事業者　　事業者名　　特定非営利活動法人

ワーカーズコープ　夢コープ

代表者氏名　　理事長　　杉井　初世